

改訂版

— 今すぐつかえる —

仙台市 PTAハンドブック

共に学び 共に活動し続けるために！



仙台市PTA協議会

目次

◆ 仙台市PTAハンドブック改訂にあたって	1
◆ わたしたちのPTA	2
◆ PTA入会についてQ & A	3
Q 1 PTA加入についての説明はどうすればいいの？	
Q 2 加入同意書の整備は必要ですか？	
Q 3 新入生の保護者には、どんな説明をしたらいいの？	
Q 4 転入生の保護者には、いつ、どう説明したらいいの？	
Q 5 行事に参加しないので、PTA会費は払わなくてもいいですか、 という人がいますがそうすればいいの？	
◆ PTA役員についてQ & A	7
Q 1 役員になって良かったと耳にするけど例えばどんな事？	
Q 2 役員を引き受けたけど、不安です・・・	
Q 3 役員として効率よく活動するには？	
Q 4 より良い活動にするためには？	
Q 5 学校と地域の関わり方は？	
Q 6 楽しくPTA活動をするためには？	
Q 7 PTA活動に対してクレームや質問を受けた場合には？	
Q 8 本部役員の選出方法は？	
◆ 個人情報の取り扱いについてQ & A	14
Q 1 そもそも個人情報って？	
Q 2 個人情報ってどんなことで流出するだろう？	
Q 3 誤って個人情報が流出したらどうなるの？	
Q 4 個人情報取り扱いはどんなことに気をつけたらいいの？	
Q 5 学校から個人情報の提供は受けられる？	
Q 6 個人情報（会員名簿等）の管理はどうしたらいいの？	
◆ PTA保険についてQ & A	17
【PTA会員】	
Q 1 PTA行事に参加してケガをしてしまいました。 何か補償のようなものはあるのでしょうか？	
Q 2 PTA主催（共催）事業で物を破損したとき、補償はありますか？	
Q 3 その他に対応している保険はありませんか。	
【児童・生徒】	
Q 4 子どもの夏休み中などのケガの補償はないのでしょうか？	
Q 5 自転車に乗っていて他の人にケガをさせてしまいました。 この時にPTAの傷害保険は適用になりますか？	
◆ 仙台市PTA協議会について	19
◆ 仙台市のPTA組織連携図	21
◆ 参 考	22

仙台市PTAハンドブック改訂にあたって

PTA活動をしていく中での疑問や不安をわかりやすく、現状の課題や問題に対応した内容に改訂しました。各校のPTAに取り入れやすいようなハンドブックにしております。

PTA活動は、各学校のPTA（以下、単位PTAという）が基本で、その連携から生まれたのが仙台市PTA協議会です。わたしたちPTAの願いは、子どもたちが家庭という大きな愛情の中で育まれ、学校や地域社会の中で健やかに成長することだと考えています。

最近では生活様式の多様化やここ数年の新型コロナウイルス感染拡大防止のための施策等の影響もあって、人と人とのコミュニケーションも希薄となり、子どもたちの教育環境をはじめ、私たちのPTA活動にも大きな影響がでてきております。時代の変遷とともに、PTA活動も様々な形で展開されてきましたが、「どのようにPTA活動をしたらいいのだろう」「活動がうまくいく方法は」「役員のなり手をさがすには」「PTA活動に楽しく参加するには」など、単位PTAには様々な声が寄せられてきましたが、昨今ではより多くの悩みを抱えているのが現状のことと思われます。

また、いじめ・不登校問題やスマートフォンなどのSNS被害、子どもたちに関わる問題が顕在化しています。これらは学校だけで解決できる問題ではなく、まさに家庭教育にも関わる問題であり、学校と保護者がこれまで以上に協力して解決しなければならないことと考えると、単位PTAの役割はますます重要になってまいります。

本冊子は、単位PTA、その中でも特に役員の方々がPTA活動を行うにあたって、疑問や不安なことがらを少しでも解消するため、分かりやすいQ&A方式を多く取り入れました。

このPTAハンドブックが、皆様の活動の一助となり、単位PTAの活動が有意義で楽しいものになることを願っております。

仙台市PTA協議会

PTAあり方検討委員会ハンドブック作成部会

発行 2018. 1. 23

改訂 2024. 3. 15

わたしたちのPTA

～ 共に学び 共に活動し続けるために ～



PTAとは

学びの場

P T Aは、子どもたちの健やかな成長を願い、保護者と教職員が互いに協力し、共に学び、共に活動するための※社会教育関係団体です。子どもたちは家庭・学校・地域を行き来しながら、様々な経験を通して学び成長します。

また、P T Aは成人教育の場でもあります。保護者は、子どもの教育について第一義的な責任があることから、研修を通して大人が自ら学び、家庭での教育に生かす事が大切となります。

幅広い活動を通して、私たち大人も共に手を取り合い、共に学び、成長していくことができるのがP T Aです。

どんな意味？

Parents（保護者）
Teachers（先生）
Association（つながり・集まり）の頭文字をとったもので、各学校単位の団体の事です。保護者と先生とで作り上げる組織です。

目的は？

子どもたちの健全な育成を図ると共に、教育環境の充実・整備等、学校教育と共通する目的があります。また、子どもたちが毎日を安心・安全に楽しく過ごしていくために、学校と連携・協力していくことが不可欠であり、P T Aが家庭・学校と地域の架け橋となっています。

内容は？

親として成長していくための研修をはじめ、子どもの登下校の見守り活動や長期休業中のパトロール活動、地域活動の協力、会員同士の情報交換や交流などが、各P T Aによってさまざま行われています。その他、夏季休業中のプール開放もP T Aが行っています。



※参照 P22

PTA入会についてQ&A

Q1 PTA加入についての説明はどうすればいいの？

★PTAの活動は広く、あまり目には見えにくいことがたくさんありますが、その活動の意味を大きく3つ挙げるができると思います。

- ①子どもたちが生き生きと成長できる教育環境を整える（活動である）こと
- ②子どもたちが安心、安全に過ごすことができるようにする（活動である）こと
- ③保護者自身が学び成長する（活動である）こと

この3つは、だれもが願うことだと思います。しかし、これらのことは一人でできることではありません。

★PTA会員には誰もがなれるものではありません。保護者や先生方しかなれませんし、しかも、子どもが学校に通っている間だけの期間限定です。学齢期は、子どもたちが一番成長するときでもあります。そこで、同じ立場の人たちが手をつなぎあって、これらを進めていこうという組織がPTAです。

★PTAに対しての理解を深めてもらうために、上記①～③の活動意義やPTAが子どもたちに果たしている役割について理解いただくよう、入学説明会や年度当初の総会時に資料等を準備して丁寧に説明するとよいでしょう。PTAへの加入は強制できるものではありませんが、PTA活動が、子どもたちの健やかな育ちと保護者の学びに役立っていることを具体的な事例を挙げながら説明していくことが大切です。



【未加入や非加入の保護者・先生方への接し方】

「入会しない」という選択をされる保護者・先生方に対しては、その意思を尊重しなければいけません。その意思を尊重した上で、「入会されませんか？」とお誘いする程度の対応が良いのではないのでしょうか。

未加入や非加入の保護者には、学校教育に係る支援費やお祝い、配布物等の扱いについて、子どもに嫌な思いをさせないための配慮が必要です。それらの取扱いをどうするのかについて保護者と話し合しましょう。

★PTAによっては加入同意書を取るところもあるようですが、その際には内容、実施の仕方等について、学校とも十分に相談して行うとよいでしょう。

Q2 加入同意書の整備は必要ですか？

★PTA加入の際に、PTAが任意加入の団体であることの周知や、入退会の意味確認が十分でないとトラブルになる危険性があります。意思確認の方法として、「加入同意書」や「退会届」など書面で提出してもらう方法、「入会されない方は、〇月〇日までにご連絡ください」と申し出ていただく方法などが考えられます。各学校のPTAで今まで育んできた歴史もあり、方法も多岐にわたることが予想されることから、PTAと学校長がしっかり相談をしていただき、どのような方法で行うか、十分に話し合いをおこなう必要があるでしょう。

トラブルを防ぐ手段として、書面で意思表示をしてもらうことが最善の手段と考えられますが、全ての保護者から書面にて「加入同意書」による意思表示を取得することは簡単ではありません。書面及び口頭での周知と併せて、退会・非加入希望者に対して届を出してもらうという方法が現実的な運用であるかもしれません。



【任意加入の説明の場合分け】

- A. 新入学保護者説明会等で、PTA加入の任意性について説明し、PTAへの加入を文書で確認する。
- B. 新入学保護者説明会等で、PTA加入の任意性について説明するが、加入の意思を文書で確認しない。非加入の申し出があれば対応する。(随時)
- C. 新入学保護者説明会等で、PTA加入の任意性について説明するが、基本的には全員加入であることを話し、加入に意志を文書で確認しない。非加入の申し出があれば対応する。(随時)
- D. 新入学保護者説明会等で、PTA加入の任意性について説明はしない。加入の意思を文書でも確認しない。非加入の申し出があれば対応する。(随時)

非加入も選択できるように、今後Aを目指していきましょう！



【入退会についての規約や会則への記載】

規約に記載することで入退会が自由であることやその手続きが明確になると考えられますが、「PTAが入退会自由な任意加入の団体であることは法律上明白な事実であり、必ずしも入退会が自由であることが規約に記載されている必要はない」という意見も聞かれます。規約の改正が必要な場合、各PTAの置かれている状況や活動内容やその進め方（役員や委員の決め方など）と合わせて、規約に記載するかしないか、どのような内容にするかなどを検討してみましょう。

Q3 新入生の保護者には、どんな説明をしたらいいの？

★新しく会員になる人への説明は入学保護者説明会の時が良いでしょう。説明会は学校側からの話が中心になりますが、会次第にPTAからの説明を加えていただき、簡潔にPTA会員として、子どもたちの支えになっていくことをお話ししましょう。

★初めて入学する児童の保護者の方は、どんな活動があって、何をすればいいのか分からず不安でいっぱいです。PTAは、子どもたちの健全な育成を目的に活動し、保護者と先生のつながりによって成り立っている団体です。それぞれの活動に対して目的や具体的な事例を紹介しながら説明するといいでしょう。その際には、写真などもあるといいですね。また、それらの活動に対して実際に参加した保護者や児童の感想があると、より身近に感じてもらえるかもしれません。



【子どもを育む学びの場】

子どもたちの健やかな成長を願って、多くの保護者と先生方が連携・協働し、互いに学び合いながらPTA活動をする姿は、子どもたちにとって大きな安心感を与えると共に、健やかな成長に大きく寄与することになるでしょう。

Q4 転入生の保護者には、いつ、どう説明したらいいの？

★転入生の保護者に対してPTA入会の十分な説明が行われずに、思わぬトラブルになっている事例も報告されています。全国では様々な加入の仕方があり、承諾書を取っているところやPTAという組織ではなく「親の会」「保護者の会」などといった、PTAとは全くの別組織を作っているところもあります。

★転入生の保護者には、転入してきた時に新入生の保護者と同様に丁寧な説明をすることが大切です。PTAの目的である、「子どもたちの健やかな成長のために、互いに協力し、共に学び共に活動していきましょう」といったことを理解してもらうのが大事です。また、転入生がいるかどうかについては、学校の担当の先生と連絡を取り合しましょう。

Q5

行事に参加しないので、PTA会費は払わなくてもいいですか、という人がいますがどうすればいいの？

★PTA会費は、行事や会議を運営するためだけでなく、他にも使われています。例えば、PTA広報紙や夏休みのプール開放の運営費、入学式・卒業式の記念品などにも、PTA会費が使われていることは意外と知られていません。

★子どもたちやそれを支える大人の学びのために使われていることを話し、会費だけの参加でもPTA活動に貢献しているのだと伝えてあげましょう。



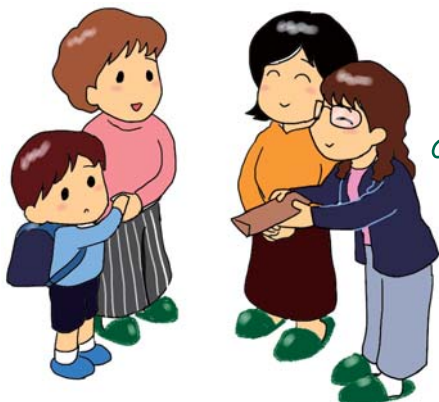
【未加入や非加入の世帯の児童・生徒への対応】

児童・生徒については、その保護者が会員であるか否かで異なる扱いをすることはやめましょう。一般的に各PTAの規約では、会員家庭の児童・生徒に限定せず、学校全体に対して活動を行うよう定められているところが多いと思います。PTA活動の本来の主旨と照らしても、児童・生徒について、その保護者が会員であるか否かで、異なる取り扱いをすることについては望ましくありません。ただ、PTA会費を負担している会員の立場からは「会費を払っていないのに記念品をもらうのはおかしい」といった感情論が出てくるでしょう。そのため、卒業生向けの記念品など児童・生徒個人へ贈呈・配布するものについては、学校側と相談の上、十分な検討が必要となります。様々な選択肢の中から各PTAの状況や会員、学校の意見のもとに対応策を考えてみましょう。



【記念品の配布についての選択肢の例】

- 保護者が会員であるか否かを問わず、児童・生徒全員にPTAから贈呈・配付する。
- 同意を得た上で、非加入の家庭から実費を徴収する。(例：協力金として)
- そもそもPTAから児童・生徒個人へ贈呈・配付することをやめる。など



分からないこと、不安なことがあったら、なんでも遠慮なく聞いてくださいね。

※「未加入」とは加入についてまだ意思確認がなされていないこと
 ※「非加入」とは加入しないことの意味確認がとれていること
 (市PT協としての捉え)

PTA役員についてQ&A

Q1 役員になって良かったと耳にするけど例えばどんな事？

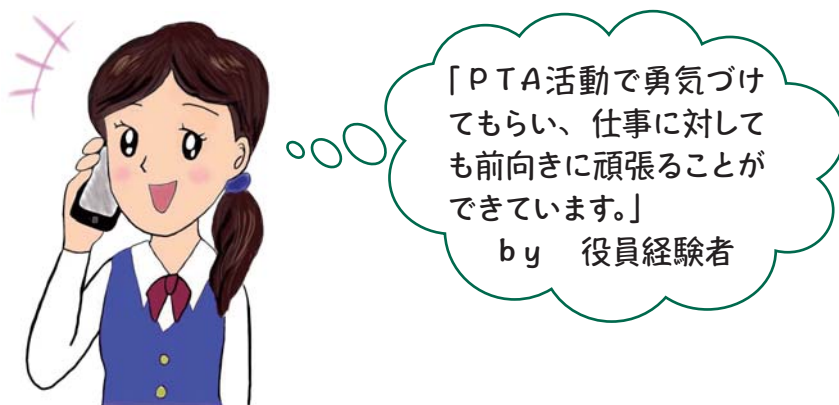
- ★保護者同士のつながりが増え、我が子の様子を教えてくれる仲間が自然と増えます。それによって我が子がよく見えるようになります。
- ★学校やPTA行事への参加や地域の方々との関わりを通して、世代間のつながりが深まり、子どもたちを温かく見守っている人が周りにたくさんいることがわかります。
- ★活動を通して、自らが学びを深めることによって、様々な視点や角度から我が子を見つめ直す機会となり、子育ての視野が広がります。
- ★学校の様子や子どもたちの様子がわかるようになり、我が子と共通の話題もでき、親子間の仲も深まります。
- ★保護者と先生方とのつながりが増え、学校に対する関心も高まるでしょう。子どもたちがどんな教育を受けているかもわかり、新しい教育法もしだいに理解できるようになります。また、先生方も学校外における子どもたちの生活や行動についての関心も深くなり、子どもたちについての保護者と先生方の関係づくりにも活かせるでしょう。
- ★役員をすることで、他校の保護者ともつながることがあったりするので、様々な情報共有や活動する上での悩み、子育ての悩み等も相談でき、一人で悩まず助け合える仲間が増えます。



Q2 役員を引き受けたけど、不安です・・・

★最初は誰もが不安です。しかし、同じ子を持つ保護者同士の集まりです。役員のメンバーには経験者もいますので、忙しいというイメージを持たずに相談しましょう。初めての役員さんは、一つでもお手伝いが出来ているだけで十分にメンバーの一員です。

★1年間のPTA活動の内容について、事前に確認する事で流れがわかり、活動の見通しを持つことができます。また、PTAからの発信文書を確認する事で流れも見えて来ます。一人で抱え込まずに、気軽に話題にして楽しみましょう。



Q3 役員として効率よく活動するには？

★「できる人が、できる事を、できるときに！」を合言葉に。まずはお互いに仕事を持っていることや家庭環境が違うことを分かり合うことが大切です。互いに現状を伝え合いましょう。その上で相手の状況も踏まえながら、分担の仕方を考えましょう。

★PTA活動の内容は多岐に渡りますが、会議の回数の見直しを図ったり、電話やメール、オンラインツールといった便利ツールを活用したりする事で、役員や委員の方々と直接会わなくても、共通理解や情報共有が可能となります。オンラインツールを利用する時は、モラルとルールを守り、使用していない人への配慮を忘れずに有効活用しましょう。

Q4 より良い活動にするためには？

- ★PTAは「子どもの教育」という共通の関心で結びついた保護者と先生方で組織される団体でもあります。「子どもたちのより良い教育」を目指し、学校と家庭がそれぞれの課題を共有していきたいものです。その際、PTA役員や学校管理職の先生などの代表者に限らず、できるだけ広く多くの保護者や先生方の意見も反映されるよう工夫しましょう。
- ★話し合いやアンケートなどを通して意見を集めていく中で、様々な学校・家庭・地域の「課題」が共有されます。その課題の解決のためにできることを話し合い、取り組みにつなげていきましょう。
- ★学校や地域の取り組みを踏まえた上で、従来の行事を行うばかりでなく、活動を振り返り、思い切った見直しを図る事も必要です。
- ★経費が必要な活動については、前年度の決算を参考にしながら、予算の収入や支出のバランスに考慮して計画を立てましょう。
- ★まずは、前年度の活動についてしっかり振り返る事が大事です。そして、活動内容を単に減らすのではなく、必要なものは更に発展させることも大切です。困った時は、他校のPTAの取り組みを参考にしたりすると良いヒントにつながることもあります。

Q5 学校や地域との関わり方は？

- ★子どもたちの登下校の見守りや、長期休業中の巡視パトロールなど、連携した活動も大切な取り組みです。子どもたちが、毎日、安心・安全に登下校でき、学校で楽しく学習できる環境をつくることこそが、未来へ羽ばたく第一歩になります。隣近所の大人たちに支えて頂きながら、互いに顔の見える関係を大切にすることも災害時等に大きな強みになります。
- ★会長や役員はPTAの代表として、地域と積極的に関わり、情報共有や情報交換を行う事で、円滑なPTA活動に繋がります。
- ★役員という立場ではなく、地域の一員として気軽に親子で地域の行事に参加することによって、交流が深まります。「今日は元気かな？」「明日も会えるかな？」など声を掛け合えるような関係も、今の時代だからこそ必要不可欠です。



【学校や地域との関係づくり】

「学校」そして、子どもたちの生活する「地域」も重要なパートナーです。「地域」とは「地域コミュニティ」のことで、ともに生活する地域の方々とも子どもたちを育むより良い環境づくりのために連携し、信頼関係を築いていくこともPTAの大きな役割です。全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現を目指す「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性の一つとして、学校だけではなく地域と連携・協働し、学校と地域が相互にパートナーとして、一体となって子どもたちの成長を支えていくことが必要ではないでしょうか。

仙台市では令和2年からコミュニティ・スクールの導入が始まり、令和5年3月までに全ての市立学校・幼稚園に「仙台版コミュニティ・スクール」が導入されました。地域の方々との交流の機会をとらえて学校と地域が子どもの教育に関する目標やビジョン、地域の課題を共有し連携して取り組める関係を作っていきましょう。



「仕事を持っていれば、朝の交通指導なんてできないよね。私たちに任せて!」
by 防犯ボランティア

Q6 楽しくPTA活動をするためには？

- ★近頃、仕事の関係や家庭の事情により、積極的な活動ができないという声を耳にすることが多くなりました。PTA活動すべてに、必ず参加することも大切ではありますが、PTA活動にはいろいろな参加方法がありますので、その状況に合わせて参加してもらうことも大切なことです。『お互い様』の気持ちをもって助け合っていくようにしましょう。
- ★保護者と先生方との話し合いの場づくりや会員の意見収集のもとに、会員のニーズに合った有意義な活動を作っていきましょう。
- ★相手の考えも尊重して、良いところを見つけ、認めようとする気持ちを持つ事が大事です。
- ★環境が違う保護者同士の集まりです。互いに協力し合い、支え合いながら声を掛け、知り合いのお友達も誘って気軽に活動しましょう。

★活動は「一人の百歩より、百人の一步」で、できることを皆で分担して行えば負担も軽減されるでしょう。

『一人の百歩より、百人の一步!』みんなで協力してやりましょう。」

by 会長



Q7 PTA活動に対してクレームや質問を受けた場合には?

★一人で悩まずに、会長や本部役員の会議等で、情報を共有して共通理解を図った上で、誠意をもって答えることが大切です。

★本部役員の皆さんだけでの解決が難しい時は、学校の先生に相談し、意見を伺うことで、より良い解決に繋がります。

★『PTAに入会しない』『退会したい』と申し出があった場合は、可能な範囲で「入会しない理由」や「退会したい理由」をお尋ねしてみましょう。PTAはボランティア精神に基づく組織なので、入会を強制することはできません。また、退会を希望された方を無理やり引き留めることもできません。ただ、昨今のマスコミの報道や知人からの伝聞などにより、誤解のために入会を希望しない保護者や退会を希望する保護者もいるかもしれません。その場合には、今後の活動の参考にするためにも、校長先生や教頭先生などと相談し、相手の方に同意を得た上で、入会を希望されない理由や退会を希望する

理由をお尋ねし、併せて、自校の活動状況について説明したり今後の参考にするのもよいでしょう。ただし、無理に入会しない理由や退会したい理由を聞くと強制になりますので気をつけて対応しましょう。コミュニケーションをとることにより退会を思いとどまっていただけかもしれません。

★『家庭の事情で、委員を引き受けることができない。それでも委員を引き受けて欲しいというなら入会しない。退会する』と言われた場合は、まずは、委員会活動の趣旨を伝えながらPTA会員として協力して欲しい旨をお話し、一方で参加の方法や委員会活動の内容を精査していくことも視野に入れてみてはいかがでしょうか。

Q8 本部役員の選出方法は？

★現状のPTA運営で最も大きな困りごとは役員のなり手がいないことでしょう。本来は役員もすべて立候補で決められるといいのですが、現状ではあまり現実的ではないかもしれません。しかし、活動への勧誘と同様に、PTAの目的・活動の目的を伝え、理解を深めてもらいながら、活動をコーディネートすることにやりがいを感じられる仲間を増やしていくとよいでしょう。役割の明確化や役割分担の工夫、複数代表制、持続可能な活動にしていくための既存事業や手法の見直し（簡略化）など、負担軽減のため試行錯誤しているPTAも増えています。情報交換しながらそれぞれのPTAに合った方法を見つけていきましょう。



【本部役員選出の工夫・方法】

- 楽しく活動している姿を見て、「やってみようかな」と思っている人もいます。同じ活動を通して知り合った方や本部役員が誘って、「繋がり輪」によって決まる場合もあります。
- 役員をお願いする際には、まず、役職ごとの仕事内容やPTA活動の内容などについて、きちんと説明して理解してもらう事が大切です。そして、無理に押しつけることのないよう心がけましょう。
- 選考委員会を発足させ、自薦・他薦を問わずに推薦書によって選出するところもあります。担当する委員が安心して選出できるように、本部の内容等を事前にお伝えしましょう。

※PTA運営を経験している役員（次年度退会予定の役員等）が選考に関わることもあるようです。



【専門委員や学年委員選出の工夫・方法】

①立候補制や最近では②活動のエントリー制もあるようですが、保護者の皆さんが委員の経験ができるよう、③公平割当制を行っているPTAも多くあるようです。「ある程度の強制がないと人が集まらず、活動に支障が出るのではないか」という不安の声もありますが強制は好ましいものではありません。やってみたいとかやってみたら楽しかったと思えるような活動であれば続いていくはずですよ。PTA活動に対して、皆さんがどんなかたちであれば関われるかを考えてもらう良い機会です。他人任せにならないように自ら楽しんで活動をしてその姿をみなさんに見てもらうことも良いでしょう。

①立候補制

「各学級何名」といったPTAの委員を「子ども一人につき一回は必ず委員・役員を引き受ける」というような「ノルマ」を設定せず、立候補のみで選出する方法。

②活動エントリー制

「各学級何名」というようなPTAの委員の選出をせず、委員会を廃止するなどして、これまで委員会等で担ってきた活動をすべて募集で活動する方法。

※ボランティア制・サポーター制とも呼ばれています。

③公平割当制

PTA会員の皆さんにお子さんの在学期間中に一回～数回（学校の規模に応じて）、委員を引き受けてもらう方法。

これからのPTAは目的を理解し賛同して、共に楽しみながら活動に参加する、PTAにしていきたいですね。目的を明確にし、参加したい・参加してよかったと共感できるような活動づくり、主体的でポジティブなPTAにするための工夫をしていきましょう。

個人情報の取り扱いについてQ&A

《現状》

★個人情報保護法がP T A団体にも適用になりました。

平成27年9月に改正個人情報保護法が成立し、平成29年5月30日に全面施行されました。自治会（町内会）や同窓会等も該当、子ども会も該当します。

《対応》

★「個人情報取扱規則」の策定をお勧めします。

個人情報取得・利用・管理等の方法を明確にするために「個人情報取扱規則」を作る必要があります。「個人情報取扱規則」には、P T Aの活動の中で個人情報を利用することを「利用目的」として、すべて具体的に特定して明示する必要があります。

※仙台市P T A協議会ホームページに「個人情報取扱規則」のサンプルが掲載されていますのでご活用ください。

★会員に利用目的を通知しましょう。

会員の情報は、その利用目的を会員本人に知らせることが必要です。なお、本人から書面で個人情報を取得する場合には、あらかじめ利用目的を明示することが必要となります。



【「個人情報取扱方法」を作成する場合】

会員から情報を取得する時は、名前・住所・電話番号・生年月日等、活動に必要な内容を決め、利用目的を本人に知らせましょう。「この情報は〇〇活動に利用し、活動以外の目的で使用することはありません。」と、目的をはっきりと伝えます。利用するにあたっては、主な用途や内容を周知し、取得した情報をどのように利用するのか、その内容・利用目的・提出先などあらかじめ決めて会員に知らせておくことが大切です。目的を達成した情報については、適正に破棄しましょう。

Q1 そもそも個人情報って？

★おさらいしましょう

個人情報とは、特定の個人を識別できるものをさします。氏名・住所・電話番号・メールアドレス・年齢・役職・写真等、子どもの氏名やクラスも該当し、他の情報と組み合わせる事で個人を特定できるものも含まれます。

Q2 個人情報ってどんなことで流出するだろう？

例1：会員から受け取った個人情報が記載された用紙（U S B等）をどこに置いたかわからなくなった。

⇒大切なデータですので、受け取ったら決められた場所へ保管しましょう。(職員室やPTA室の鍵付ロッカー等)

例2：会員の友人だと名乗る方へ良かれと思い渡してしまった。

⇒本人の同意なしに情報を提供してはいけません。

例3：個人情報データをメールに添付し、関係のない人へ誤送信してしまった。

⇒宛先をよく確認するとともに、添付データはパスワードを設定すると良いでしょう。

⇒メールの一斉送信は注意が必要です。メールアドレスが全員に知れ渡ります。ショートメール一斉送信も電話番号の流出につながりますので、気を付けましょう。メール送信は面倒でも数回に分ける、もしくは他者から見えないように Bcc で送るなど配慮しましょう。

※LINEグループ等コミュニティツールを使う場合はルールを決めて運用しましょう。複数人の目にふれる場所で個人情報を共有することは避けなければなりません。

Q3 誤って個人情報が流出したらどうなるの？

★誤って個人情報を流出させてしまうと損害賠償に至るケースがあります。

★万が一流出させてしまった場合に備えた損害賠償保険もありますのでご活用ください。

※問い合わせ先は仙台市PTA協議会 HP 個人情報保護法関連

(2) 個人情報保護法チェックリストに掲載されています。



【望ましい対応】

- PTA内部組織や市教委・市P協への報告及び被害の拡大防止
- 影響を受ける可能性のある本人への連絡・謝罪
- 事実関係の調査及び原因の究明
- 影響範囲の特定
- 再発防止策の検討及び実施
- 事実関係及び再発防止策の公表

Q4 個人情報取り扱いはどんなことに気をつけたらいいの？

★管理者・提供者がしっかりとした共有のルールを作成することが大切です。情報収集の仕方から管理、処理までの年間の流れを具体的に決めておくことで適切な管理につながります。また、個人情報(書面・データ)収集の際は、できる限り他人の経由を少なくしましょう。

★情報収集及び取扱い責任者を決めておくといいでしょう。

P T A会長・副会長・事務長など限られた方が望ましいでしょう。例えば、保護者役員は担当副会長・学校側は教頭先生など・・・

Q5 学校から個人情報の提供は受けられる？

★P T Aと学校は別組織ですので、学校が取得した情報を無断でP T Aに提供することは許されません。必要な際はP T Aが独自で取得するか、または学校から本人に対してP T Aへ情報提供することの同意の確認が必要になります。

Q6 個人情報（会員名簿等）の管理はどうしたらいいの？

★学校に協力をお願いし、基本的には厳重に保管することが可能な職員室が良いでしょう。

★紙媒体の場合は、施錠できるところに保管します。鍵の保管者を定めるなど鍵の取り扱いにも注意し、施錠できるP T A室の鍵付ロッカーでの保管も良いでしょう。電子ファイルの場合はパスワードの設定やウィルス対策ソフトを利用しましょう。

★会員名簿など、個人情報を含む配付物については、配付先の会員に紛失や盗難に注意すること、また転売などしないよう注意喚起を行うことも大切です。

★本人から開示や訂正、削除を求められた場合は適切に対応しましょう。

《その他番外編》

学校との業務委任契約って？

★P T A業務の明朗性を示す意味からも、学校との業務委任契約を取り交わすP T Aも増えてきました。学校にP T A業務を行ってもらう場合は、書面による委任契約書を取り交わすのが望ましいでしょう。



業務委任の例

- P T A会費の集金及び督促、経理事務一般
- 印鑑、出納簿及び預金通帳の保管・管理
- P T A広報紙、各種P T A関連文書等の配布作業
- その他、甲、乙協議の上で必要な業務 etc

最後に、法をきちんと守ることはもちろん大切ですが、まずは、関わる方々が『会員皆さんの大切な情報を扱っている』という意識が一番の対応策です。みんなが笑顔で子どもたちのためのP T A活動ができるように、モラルとルールを守る大人になりましょう！

PTA保険についてQ&A

PTA会員

Q1 PTA行事に参加してケガをしてしまいました。何か補償のようなものはあるのでしょうか？

★仙台市PTA協議会の「傷害補償制度」は、全会員が対象で、PTAが主催（共催）する事業に会員が参加中のケガ等に対し、死亡・後遺障害、入院、手術、通院などで保険金が支払われます。夏休み中のプール開放事業も含まれます。
また、主催（共催）事業であれば会議や大会に向かう途中や帰りに起こった事故も対象となります。

Q2 PTA主催(共催) 事業で物を破損したとき、補償はありますか？

★PTA主催（共催）事業については、賠償保険もついており、人や物（借用物を含む）に対して賠償責任を負った場合には免責分以外の費用が支払われます。
この場合にも現在加入の保険会社に連絡を入れ、手続きを取ってください。ただし、自動車を使用した場合は対象になりません。

Q3 その他に対応している保険はありませんか。

★個人情報取り扱いリスクを回避するための補償制度「日本PTA全国協議会・団体個人情報漏えい補償制度」があります。個人情報の紛失や誤廃棄等PTAの過失のみならず、サイバー攻撃やウィルス等による漏えいまで幅広くカバーします。また、漏えいのおそれの場合も対象となります。

児童・生徒

Q4 子どもの夏休み中などのケガの補償はないのでしょうか？

★夏休みに限らず学校管理下外・PTA行事参加中での児童生徒のケガに対しては、仙台市PTA協議会の「傷害補償制度」が適用になります。プール開放事業でのケガも含まれます。

Q5

自転車に乗っていて他の人にケガをさせてしまいました。
この時にPTAの傷害保険は適用になりますか？

★「傷害補償制度」では学校管理下外での子どもの賠償については補償の対象となりません。

任意保険ですが、「杜の都こども総合保険」に加入いただくと、子どもたちが他人にけがを負わせたり、他人の物を壊したりしたことによって発生した賠償も補償されます。令和5年度より弁護士補償特約付帯プランも加わり、被害者になった場合の弁護士費用も補償されるようになりました。

団体割引もされていますので、ぜひご加入ください。

★平成31年4月より、自転車を運転する人は、損害賠償保険の加入が条例により義務付けられました。

仙台市PTA協議会「傷害補償制度」で補償する主な例

児童生徒

☆学校管理下外・PTA行事参加中に起きた傷害による治療・死亡に対して保険金の請求ができます。

- 家庭内でのケガ
- 公園などで遊んでいたのケガ
- スポーツをしているのケガ
- PTA活動に参加してのケガ（プール開放時を含む）
- 登校、下校中のケガ
- 外来の手術・・・等

PTA会員

☆PTA主催（共催）の行事に参加、活動中の傷害による治療・死亡に対しての補償、活動に伴い発生した管理者としての賠償責任を負担することで生じる賠償金を補償しています。

- PTA主催のスポーツ大会でケガをした
- PTA会議・総会中にケガを負った（往復途上含）
- PTA共催の地域草刈活動中に近所のお宅の一部を破損した
- PTA会議で弁当による食中毒
- プール開放時に熱中症・・・等

仙台市PTA協議会について

1 仙台市PTA協議会とは

各区PTA連合会や仙台市教育委員会などの関係機関や団体との連携、協力をととして、単位PTAの健全な発展と、児童生徒の健全育成、教育環境の整備を図る※社会教育関係団体です。

- 結 成：1947年（昭和22年）11月11日
- 会 員 数：71,000人（教師含）
- 単位PTA：187（小：120 中：67）PTA（2024年現在）
- 事 務 局：仙台市青葉区一番町二丁目1-1 仙台銀行ビル8階
TEL 022-227-9545 FAX 022-227-9218

2 仙台市PTA協議会の構成員について

- 役 員：会長1名 副会長 原則12名以内
- 監 事：3名（内1名は教頭）
- 常 任 理 事：5名（各区 1名）
- 理 事：10名（各区 P会長1名 校長1名）
- 代 議 員：35名（各区 7名）
- 事 務 局：局長1名、次長1名、局員若干名（2024年現在）

3 仙台市PTA協議会の運営について

会を運営するために様々な会議が行われています。

代 議 員 総 会		最高議決機関（代議員、会長、副会長、監事、常任理事、理事）
理 事 会		代議員総会の付議事項・委任事項の審議、細則の制定など 年4回開催（会長、副会長、監事、常任理事、理事）
常 任 理 事 会		5区P連間の連絡調整、重要事項の協議 （会長、副会長、常任理事）
役 員 会		事業の企画運営、総会・理事会の議案作成など 毎月開催 （会長、副会長）
常 置 委 員 会	広 報 委 員 会	PTA活動の情報収集と提供、情報交換
	研 修 委 員 会	研修事業等の企画運営と連絡調整、情報交換
	健全育成委員会	児童生徒の健全育成活動の推進・教育環境の改善、情報交換
新 聞 編 集 委 員 会		「PTA仙台」の企画・編集・発行
特 別 委 員 会		必要に応じ招集 例）PTAフェスティバル実行委員会

※参照 P22

4 主な事業について

仙台市PTA協議会では、様々な事業を行っていますが、大きく分けると ①会員の意識向上など研修に関する事業 ②児童生徒の健全育成に関わる事業 ③安全や安心など教育環境の整備に関わる事業 ④表彰に関わる事業 ⑤その他 となります。

① 会員の研修に関する事業

- 会長研修交流会
- 仙台市立学校、校長・P会長研修交流会
- 教育研修会（必要に応じ開催）
- 各種研究大会への参加派遣
（日本PTA全国研究大会、東北ブロック研究大会、指定都市PTA情報交換会）
- 仙台市教育委員会との共催事業
（PTA指導者研修会・教育センター市民公開講座等）
- PTAフェスティバル

② 児童生徒の健全育成に関わる事業

- プール開放事業
- 復興プロジェクトの共催と七夕飾りの制作
- 篤行・善行児童生徒表彰
- 命のポスターコンクール

③ 教育環境の整備に関わる事業

- 仙台市教育委員会への要望書提出、教育懇談会
- 交通安全支援事業

④ 表彰に関わる事業

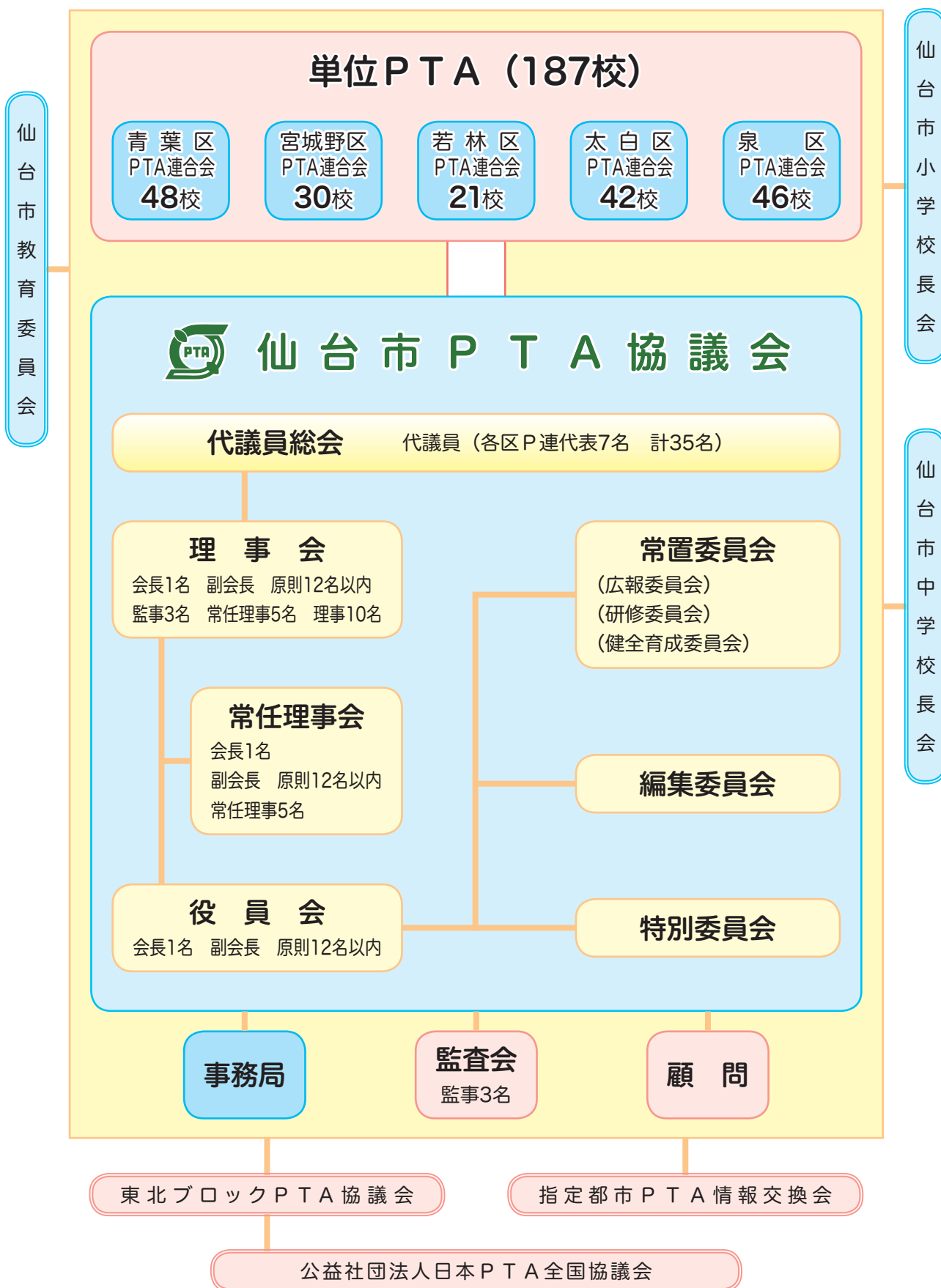
- 優良PTA表彰（団体・個人）
- 三行詩コンクール表彰
- 広報紙コンクール表彰
- 標語コンクール表彰

⑤ その他の事業

- 「PTA仙台」の発行
- 傷害補償制度
- 任意保険「杜の都子ども総合保険」

これらの事業のほかに、社会を明るくする運動仙台市推進委員会、情報モラル教育推進会議、楽学プロジェクト、安心安全まちづくり推進委員会、仙台市食育推進会議、食品安全対策協議会、仙台市子ども読書活動懇談会、子ども子育て会議など50を超える委員会・審議会などに役員を委員として派遣し、PTAの意見を反映させています。

仙台市のPTA組織連携図



(2024年現在)

〈参 考〉

PTAは「社会教育関係団体」です

PTAは社会教育法の定めるところにより「社会教育関係団体」と定義づけられます。（下記※参照）

「社会教育」聞きなれない言葉かと思いますが、社会のあらゆる場所、機会に行われる教育のことを言います。

家庭で行われるのが「家庭教育」、学校で行われるのが「学校教育」。それと並んで大切な教育が「社会教育」です。

子どもたちへの家庭のしつけが学校の学習に生き、学校で学んだ友人関係が、地域に広がります。そうして子どもの成長は時と場所を選ばずに社会の中で継続していきます。

また、PTAは成人教育の場でもあり、より良い保護者・先生であるためには、自ら学びや研鑽に励む必要があります。

PTAは、家庭・学校・地域とを結ぶネットワーク作りを行い、PTAがその核となって個々には解決できない課題に対して積極的にコーディネートして、子どもたちを取り巻く環境改善のために、主導的役割を果たしていかなければなりません。そのためには、私たち会員自らが学び向上する強い意志を持ち、子どもたちの見本として、PTAを通した積極的活動が望まれます。

それが子どもたちの健全育成のためには大切なことであり、「社会教育関係団体」としての責務であり、PTAは子どもたちの「幸せを求める団体」と言えるのではないのでしょうか。

※注釈

社会教育法

第一章 総則

（社会教育の定義）

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

青葉区PTA連合会



宮城野区PTA連合会



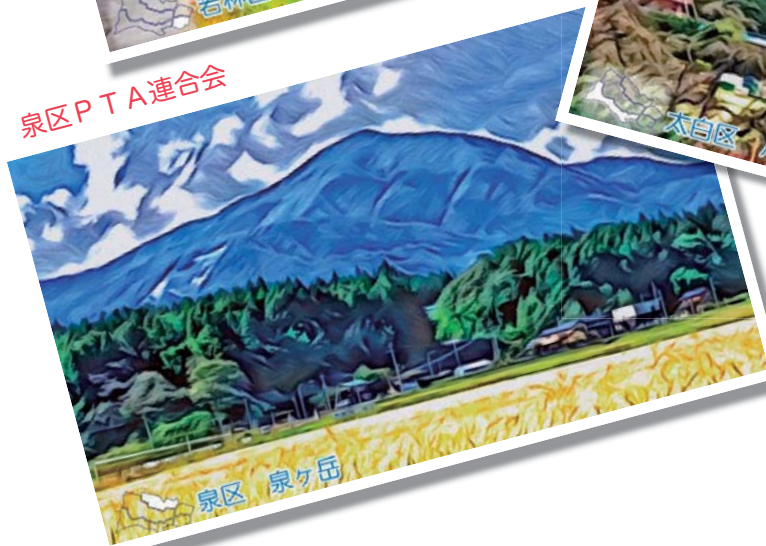
若林区PTA連合会



太白区PTA連合会



泉区PTA連合会



仙台市PTAハンドブック

発行日 2018年1月16日

改訂日 2024年3月15日

- 発行者
- 所在地

仙台市PTA協議会

〒980-0811 仙台市青葉区一番町二丁目1番1号

電話 022-227-9545 FAX 022-227-9218

協力：仙台市教育委員会

今だからこそ

よく見て

聞いて

声かけあつて!



— みんなの合言葉 —